平成２２年（フ）第２１０号
福島県伊達郡川俣町山木屋字大清水33番地の３
破産者　大内　秀一
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２６２号
福島県伊達市保原町みずほ２番地３
破産者　大橋　広中
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２８４号
福島市笹木野字天竺田20番地の34
破産者　佐藤とよ子
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２９０号
福島県二本松市油井字川口１番地１　雇用促進住宅あだち宿舎２号棟506号
破産者　浅野　浩二
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３０９号
福島市方木田字古屋敷４―64、住民票上の住所福島市五月町８番33号
破産者　今泉　　了
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５７号
福島県南相馬市原町区大木戸字南東方114番地の15、住民票上の住所福島県南相馬市小高区小谷字摩辰81番地
破産者　武田　二男
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第６２号
福島県南相馬市小高区東町２丁目18番地
破産者　石井　成枝
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第１９１号
福島県いわき市中之作字須賀１番地
破産者　寺門　信好
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３３２６号
横浜市青葉区もえぎ野11番地22
破産者　加藤登代子
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６７４号
横浜市南区井土ケ谷上町19番５号
破産者　小澤　良一
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７３３号
横浜市都筑区仲町台３丁目１番37―205号
破産者　畑　　正美
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７４４号
横浜市西区戸部本町36番７号
破産者　四家　浩一
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０２８号
東京都目黒区目黒本町３丁目13番12号コーポ高山２Ｅ、開始決定時の住所横浜市神奈川区西寺尾２―14―７―504
破産者　清水　　茂
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８５号
長野市大字鶴賀647番地５　メゾン七瀬105号
破産者　山岸惠美子
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
岐阜県高山市新宮町2175番地、前住所岐阜県下呂市萩原町山之口1009番地１
破産者　林　　美孝
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
静岡市清水区村松１丁目４番39号　カプリースＡ―102
破産者　三浦　康司
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３０号
愛知県安城市美園町１丁目12番地５　コーポ淳103
破産者　山本　正実
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２０号
愛知県豊田市東梅坪町９丁目３番地１　ホワイトプラムビル205号、旧住所愛知県豊田市梅坪町７丁目１番地７　グローリアス豊田梅坪205号
破産者　粥川　　実
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５８６号
愛知県豊田市大林町12丁目15番地９、住民票上の住所愛知県瀬戸市福元町135番地　ケンハウス福元Ｃ―３
破産者　新　　昌子
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係